



2006年4月26日 第2006-29号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

津田・辻両議員

## 均等法改正法案の修正を強く求める

均等法改正にあたり、JAMは組織内国会議員に対し、三項目の法案修正をはかるよう要請しました。

- ①仕事と家庭の調和を法律の理念に明記する
- ②間接差別の基準は指針で例示的に明示する
- ③ポジティブアクションの義務化を法律に明示する

今週開催された参議院厚生労働委員会では、津田参議院議員・辻参議院議員がJAMの要請した項目を中心に質問を行い厚生労働大臣、雇用均等児童家庭局長が答弁しました。

### 政府の対応は後退的

4月25日は、辻参議院議員が質問を行いました。

#### 1. ポジティブアクションについて

Q：今回の法案ではポジティブアクションの対応は、非常に弱いといわざるを得ないが。

A：今回の改正では事業主がポジティブアクションの実施状況を自ら開示する場合に国の援助の対象にするという規定を設けた。

Q：義務付けにすべきだと思うが。

A：今回は枠組を維持しながら自主的に取り組んでいくことを促す努力をしていく。法案成立後には企業に対して大きな課題であるということをお話していく。

#### 2. 間接差別について

Q：法案の中に間接差別の定義があつてしかるべきだったのではないか。

A：均等法では直接差別の規定もないので、雇用管理上禁止される内容を条文で示した。

Q：直接差別の規定がないから間接差別はいらなというのでは違うと思う。均等政策研究会報告書では、間接差別の例示が7項目あつたが、なぜ3項目に限定したのか。

A：他の4項目は審議会でコンセンサスが得られなかったため規定しなかった。

Q：限定列举にすればそれ以外が救われにくくなるのではないかという懸念を持つが。

A：間接差別は省令に規定されていない事案でも司法の場でこの法理を用いて、民法の規定により公序良俗違反として無効と判断される。

最後に辻議員は「政府の対応の非常に後退的な部

分を痛感した。仕事と家庭の調和、間接差別、ポジティブアクションについて、法案の修正、見直し規定の挿入を今後とも強く主張していく」と述べました。

### 随より始めよ

4月27日は、津田参議院議員が質問を行いました。

#### 1. 公務部門の女性登用について

Q：厚生労働省をはじめとして、公務部門で幹部への女性登用が非常に少ない。民間に対し、能力に応じた男女の均等処遇を求めるのならば、広く公務部門が率先して女性管理職を用いていくことが急務と考える。公務部門の女性管理職の割合をいつまでに何%とする数値目標はあるのか。

A：2030年までに30%にするという目標がある。

#### 2. 間接差別について

Q：限定列举以外の間接差別について、労使・司法関係者に対し省令以外に無限にあるということをお参考例示して周知徹底してもらいたい。

A：成立後速やかにパンフレットを作成し、経営者団体や地方自治体に周知する。

#### 3. 賃金格差について

Q：大事なものは、格差是正のスピードと厚生労働省が具体的にどの程度の意欲をもって取り組みを行っていくかにある。いつまでに男女の賃金格差を縮小しようと考えているのか。

A：まだ材料が少ない状態。勤続年数や職階の問題は労使で話し合うことが重要である。ガイドラインやレポートを出して世の中に周知啓発する。日本は遅れているという認識をもって努力する。

#### 4. ワークライフバランスについて

Q：ワークライフバランスの理念を法律に明記することが必要である。均等法こそ、この理念と一体となることで、雇用の場での男女均等・平等が図られると考えるが。

A：均等法にはなじまない。労働基準法や労働時間法制のほうがふさわしい。

最後に津田議員は「雇用の場の男女均等施策は急激な変化が生じている分野である。時代の変化に対応するよう3~5年後の見直し規定を盛り込むことを強く求める」と述べました。